

富士市自動体外式除細動器（AED）貸出要領

平成18年6月1日

（目的）

第1条 この要領は、富士市に設置する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を各種イベント等の主催者に貸し出すことについて、必要な手続きを定めるものとします。

（貸出窓口）

第2条 AEDの貸出及び返却の手続きは、富士市役所8階保健医療課（以下「保健医療課」という。）にて行うものとします。

（貸出対象）

第3条 AEDの貸出し可能なイベント（以下「対象イベント」という。）の範囲は、次のとおりとします。

- （1）富士市民を主な対象とする各種イベントのうち、第4条の要件を満たすもの
- （2）その他市長が特に必要であると認めたイベント

（貸出要件）

第4条 AEDの貸出しの要件は、原則として、消防署等が実施する講習の修了者が、対象イベントの全期間を通じてその会場に配置されることとします。

（貸出台数・期間）

第5条 AEDの貸出し台数は、1イベントにつき1台とし、貸出期間は、7日間を限度とします。また、イベント終了後は速やかに保健医療課に返還するものとします。ただし、市長が特に必要と認める場合には、貸出台数の追加及び期間の延長を行う事ができるものとします。

（貸出料）

第6条 AEDの貸出料は、無料とします。

（借用申込手続き）

第7条 AEDの貸出を受けようとする者は、原則として貸出を受けようとする日の6ヶ月前から2週間前の日までに、「自動体外式除細動器（AED）借用申請書」（別紙様式第1）により、市長あてに申込みを行うこととします。

（貸出の決定通知等）

第8条 市長は、第7条の申請があったときは、貸出の可否を審査決定し、貸出を受けようとする期間の1週間前までに、「自動体外式除細動器（AED）貸出し決定通知書」（別

紙様式第2)、又は「自動体外式除細動器(AED)貸出し不承認通知書」(別紙様式第3)により通知することとします。

2 前項の規定により貸出の決定通知を受けた者は、保健医療課においてAEDの貸出を受けることとします。

(AEDの管理)

第9条 AEDの貸出を受けた者は、当該AEDを常に良好な状態で管理するものとします。

(AEDの返却)

第10条 AEDの貸出を受けた者は、返却期日までに、AEDを保健医療課に返却するものとします。この場合において、当該AEDを使用した場合には、「自動体外式除細動器(AED)使用報告書」(別紙様式第4)に必要事項を記載し、提出するものとします。

(事故報告)

第11条 AEDの貸出を受けた者は、当該AEDを故障又は破損、紛失させた場合には、直ちに市長に報告するものとします。

(賠償)

第12条 AEDの貸出を受けた者は、当該AEDをその責めに帰すべき理由により故障、破損又は紛失させた場合には、市長の指示に従い、その者の負担においてこれを補償し、又は修理するものとします。

(返還)

第13条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、貸出を受けた者に対し、当該AEDの返還を求めることができるものとします。

(1) 貸出を受けた者が、当該AEDを使用しなくなったとき。

(2) 貸出を受けた者が、本要領に違反したとき。

(3) その他、市長が特に必要と認めたとき。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年2月14日から施行する。